

平成30年度 立川市立第二小学校

学校いじめ防止基本方針

『いじめ』という名を借りた犯罪（人権侵害）が学校だけでなく大人社会でもなかなか無くならない。人間の心に善悪が存在する限り、その根絶は非常に難しいと言える。だからこそ、人間の叡智を結集して、常に根絶のための努力を惜しんではいけないと考える。そのためのルール（法律等）が国・都・市によって示されたのである。学校はそれを真摯に受け止め、いじめ根絶に向けて不退転の決意を持って臨まなければならない。

いじめによって深く心の傷を負われた方々や不幸にして自らの命を絶たれた方々の悲痛な叫びを決して無駄にしないために、学校は保護者・地域の人々・学校関係者等と連携協力して、ここに全力を尽くすことを誓う。

平成30年 4月

目次

- I いじめ問題に対する基本的な考え方
 - 1 いじめとは
 - 2 いじめの基本認識
 - 3 いじめの構造
- II 組織等の設置
 - 1 いじめ防止等に係る校内組織（いじめ防止対策委員会の設置）
 - (1) 目的
 - (2) 構成員
 - (3) 役割
 - (4) 定例会及び緊急招集
 - 2 重大事態が発生した場合の校内組織（いじめ問題調査委員会）
 - (1) 目的
 - (2) 構成員
 - (3) 役割
- III 学校におけるいじめの防止等に関する取組
 - 1 いじめの未然防止
 - (1) いじめを生まない学級と授業
 - (2) 教師の人権感覚を高める
 - (3) 教師の指導技術
 - 2 いじめの早期発見
 - (1) いじめの発見経路
 - (2) いじめ発見の点検項目
 - (3) いじめの発見が遅れる原因
 - (4) 早期発見のための手立て
 - (5) 相談しやすい環境を整える
 - 3 いじめの早期対応
 - (1) いじめ対応の基本的な流れ
 - (2) 事実確認の際の確認事項
 - (3) 犯罪行為の有無と程度を確認する
 - (4) いじめられた児童・保護者に対する対応
 - (5) いじめた児童・保護者に対する対応
 - (6) 周囲の児童たちに対する対応
 - (7) 継続した指導
 - 4 重大事態への対処
 - (1) 立川市教育委員会との連携
 - (2) 立川警察署との連携
 - (3) 警視庁少年サポートセンターとの連携
 - 5 インターネット（電子空間）上のいじめへの対応
 - (1) インターネット上のいじめとは
 - (2) インターネットの特殊性による危険性
 - (3) 家庭との連携
 - (4) 情報モラル教育
 - (5) 書き込みや画像の削除に向けて
- IV いじめ防止のための年間行動計画
 - 1 月別年間行動計画

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめとは

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものいう。』

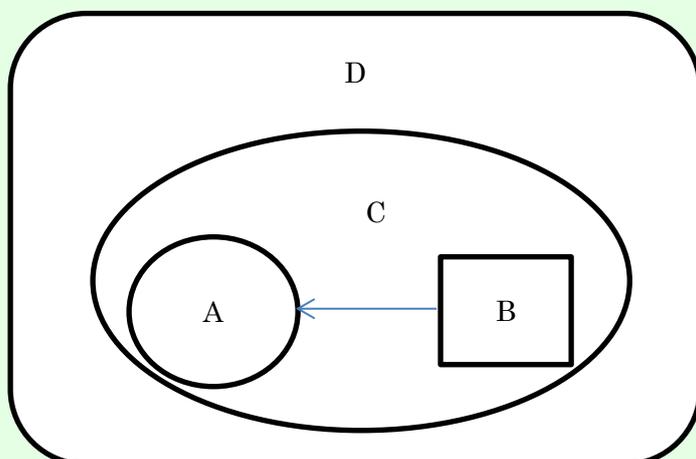
なお、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。（文部科学省 東京都 立川市）

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの社会にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
- (4) いじめる児童には、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる。
- (5) いじめられている児童は、徹底して守り通し、いじめによって被る不利益がないようにする。
- (6) いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- (7) いじめは、その行為によっては暴行、恐喝、強要等の刑事事件として扱われる。
- (8) いじめは、教師が人としてのお手本を示し、きちんと指導していくことが問われている。
- (9) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (10) いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

3 いじめの構造

周囲の大人には見えにくい状況（教師・保護者・地域）



CやDの立場の児童がいじめを助長している。この立場の児童もいじめに加担しているという自覚をもたせることが大切である。

- A： いじめられている児童
- B： いじめている児童
- C： 実際には手出ししないが、見てはやし立てる児童
- D： 見て見ぬふりをする児童

II 組織等の設置

1 いじめ防止等に係る校内組織（いじめ防止対策委員会）

(1) 目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、問題行動の未然防止・早期対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。（法第22条）

(2) 構成員

副校長、生活指導主任、学年主任および養護教諭を常任委員とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、関係機関が加わり、専門的見地からの指導・助言を得るものとする。

(3) 役割

- ① 日常の児童観察および定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有に努められるよう校内の仕組みを整える。
- ② いじめに関する情報を得た場合は、被害者の心情をくみ取りながら事実確認を行えるよう速やかに対策を講じる。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童およびその保護者に対する支援、いじめを行った児童及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行えるよう対策を講じる。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 保護者間の争いが起きることのないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ⑥ 関係児童および保護者の心理的支援、福祉面での支援が必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係機関の指導・助言を得る。

2 重大事態が発生した場合の校内組織（いじめ問題調査委員会）

(1) 目的

重大事態が発生した場合には、いじめられた児童等の安全確保を第一とし、市と連携して当該事案の解決に向けた対応を、迅速かつ的確に行う。（法第28条）

(2) 構成員

校長を責任者とし、副校長、主幹教諭等、市教育委員会指導主事及び教育相談員、その他市又は校長が指名した者。

(3) 役割

- ① いじめられた児童等の安全確保
- ② いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

- ③関係機関、専門家等との相談・連携
- ④いじめの内容が、暴行、傷害、恐喝、強要、窃盗、名誉棄損等犯罪行為にあたる場合は、所轄の警察署と連携し対処するものとする。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時には、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑤いじめを行っている児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づき懲戒が必要な場合は、適切な懲戒の方法を講ずる。なお、出席停止の措置が必要な場合は、校長の判断の下、所轄の教育委員会に出席停止の措置を求める。
- ⑥重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力をする。
- ⑦重大事態発生についての教育委員会又は知事への報告を行う。再調査への協力。

Ⅲ 学校におけるいじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るために、校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって、いじめという行為を許さない学校づくりを進める。そのために、児童が発する小さな兆候（サイン）を見逃さないようにし、児童の表面的な行動に惑わされることなく心の変化に注意し、違和感を敏感に察知しなければならない。また、この兆候は家庭でも現れることもあり、家庭と学校の連携を図る。

1 いじめの未然防止

(1) いじめを生まない学級と授業

学校で起きるいじめの多くは、「授業中なんとなくざわざわしている」という状態の学級から発生する。そこで、学校は規律があり、児童一人一人が大切にされ、分かる授業を行うことが重要となる。そのために、教師の人権感覚を基盤に、指導技術を高め、より良い学級集団をつくっていくことがいじめの防止の鍵となる。

(2) 教師の人権感覚を高める

○ 教師の人権感覚とは

学校生活の中で、児童による人権上問題のある言動を目にしたとき、「それはよくない」と思う感性であり、そのような言動を行った児童に対してその場で注意できる姿勢である。

○ 教師の人権感覚と児童の人格形成

児童は、日頃の教師の言葉遣いや態度から人間としての生き方を学んでいく。したがって、教師の人権感覚は、児童の人格形成に大きな影響を及ぼすことを自覚していかなければならない。

○ 児童を呼ぶとき、通常は「さん」を付けて呼ぶ。

(3) 教師の指導技術

教師は、人権感覚をもっていても、教師としての専門技術を発揮できなければ、児童は落ち着かなくなり、いじめを生み出す原因となる。教師は、次の指導技術を高めていかなければならない。

- ①児童の実態を掌握し、難しいことを分かりやすく教え、意欲をもたせる学習指導
- ②児童の人格を尊重し、行為については厳しく公平にあるべき姿へと導く生活指導
- ③目標を示し、役割を与え、その中で一人一人の児童の良さを引き出す学級指導

2 いじめの早期発見

(1) いじめの発見経路

- ① 本人の訴え
- ② 教職員による発見（学級担任、専科、養護教諭、SC、特別支援教育支援員、事務職員等）
- ③ 他者からの情報提供（児童、保護者、地域、関係機関等）
- ④ 積極的な発見努力（「ふれあい月間」、アンケート、面談

(2) いじめ発見の点検項目

1 表情

- 笑顔がなく沈んでいる
- ぼんやりとしていることが多い
- 視線をそらし、合わそうとしない
- ふさぎ込んで元気がない
- 周囲を気にし、おどおどしている
- 感情の起伏が激しくなる
- 一人であることが多くなる

2 身体・服装

- 体に原因不明の傷やあざがある
- けがの原因を曖昧にする
- 登校時に体の不調を訴える
- 夜眠れなく睡眠不足になる
- 衣服が破れていたりする
- 衣服が汚れていたりする
- 衣服に靴の足跡が付いている

3 持ち物・金銭

- かばんや靴などが隠される
- ノートや教科書に落書きがある
- 机やいすに落書きなどがある
- 作品・展示物にいたずらされる
- 必要以上のお金を持っている

4 言葉・行動

- 口数が少なくなり一人である
- 登校渋りや忘れ物が増える
- 教室や保健室の近くにいる
- 人の嫌がる仕事をしている
- 携帯電話の着信に敏感になる

5 交友関係

- 不快に思う呼ばれ方をする
- グループ活動の仲間に入れない
- 特定のグループと行動を共にする
- 遊びの中で嫌な役を負わされる
- よくトラブルがおこる

6 教師・保護者との関係

- 教師と視線を合わせなくなる
- 教師との会話を避けるようになる
- 家庭の中の会話が減る
- 親が問いかけても「別に」と答える
- 食欲がなくなる

(3) いじめの発見が遅れる原因

① いじめは大人の見えないところで行われている

大人の目につかない時間や場所での証拠の残らない無視や誹謗・中傷・遊びやふざけ合いの中で行われる。また、加害者と仲が良いように見せかけて同じグループに所属している場合がある。

② いじめられている本人からの訴えが少ない

いじめられている児童には、親に心配かけたくない、いじめられている自分はだめな人間だ、訴えても大人は信用できない、仕返しが怖いなどの気持ちが働く。

③ ネット上でのいじめは学校ではほとんど見えない。家庭で、携帯電話などの着信に敏感になった場合、いじめにあっている可能性があり、必ず内容を確認するよう保護者に伝えておく。

(4) 早期発見のための手立て

① 日々の観察～児童がいるところには教員がいる～

授業と授業の間、昼休み、清掃時間などの機会に、児童たちの様子に目を配る。児童がいるところに教職員がいるということは、いじめの早期発見に効果がある。また、教室や廊下にいじめを発見した時に教員に知らせたり、相談する方法を掲示したりする。

② 観察の視点～集団の中の人間関係を把握する～

学年や学級の中にどのような集団があり、その集団の中の人間関係がどうであるかを把握する。その中で、不適切な関係やいじめにつながる言動が見られた場合は、よくない点を理解させ、適切な関係になるよう指導する。

③ 掲示物やホットスペースを活用する～発見者が知らせやすい仕組みをつくる～

いじめられている児童は、自分から訴えることがなかなかできない。しかし、一早く先生に気づいてもらい助けてほしいと思っている。そこで、いじめを発見した児童が、相談する方法を教室や廊下に掲示する。

④ 教育相談～気楽に相談できる雰囲気づくり～

日常の学校生活の中で教員の声かけなど、児童が気軽に相談しやすい環境をつくるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭など学校全体の窓口となる教員も決める。

⑤ いじめ実態調査の実施

立川市教育委員会と連携して、いじめ実態調査を学期ごとに実施する。アンケートで寄せられた内容については、すべて記入した児童に確認して実態を把握し、すぐに指導に移せるようにする。ただし、アンケートはあくまでも発見のための手立ての一つであるという認識をもつ。

(5) 相談しやすい環境を整える

児童が、教員や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気がいることであ

る。いじめている側から「告げ口した」と言われて、いじめが助長されたり、新しいじめの標的になったりする可能性がある。

①本人からの訴えには

○教師は、「よく言ってくれたね、全力で守るよ。」という姿勢を貫く。保健室や教育相談室（ＳＣと共有）など一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の気持ちを第一に考えながら、物理的に安全の確保を行う。

○疑いをもつことなく、事実関係を把握し、本人の気持ちを丁寧に傾聴する。

②周囲の児童からの訴えには

○いじめを訴えてくれたことにより、その児童が新しいじめの標的とならないよう、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えをしっかりと受け止める。

○訴えてくれた勇気を褒め、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

○本人からの訴えと同様、「お子さんを全力で守り抜きます」という姿勢を示し、保護者の訴えや気持ちをていねいに傾聴する。

○保護者の訴えに対して、事実関係の確認も含めて具体的な対応方法を提示して、理解を得たうえですぐに行動に移していく。

○保護者がいじめに気付いた時には、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

○信頼は問題が起こっていない時にこそ築くことができるので、日頃から児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する。

3 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなくすぐに対応する。その際、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に行う。教員が一人で抱え込まず、いじめ対策委員会を招集して、組織的に対応する。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ① いじめ情報の入手
- ② 正確な実態把握
- ③ 指導体制、方針の決定
- ④ 児童への支援・指導
- ⑤ 保護者との連携
- ⑥ 今後の対応

○「いじめ防止対策委員会」を招集する

※校長、副校長、主幹、生活指導主任、学年主任、学級担任

養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等

○いじめられた児童を守る体制をつくる

※登下校、休み時間、清掃時間、放課後

○被害者、加害者、周囲の児童から聞き取りを行う

○個別に、同時間帯に、他の児童の目に触れないよう配慮する

○聞き取り情報を元に客観的事実を把握する

○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

○教育委員会へ報告する

○被害児童への保護と支援と加害児童への指導をする

○双方の保護者へ連絡する

○警察、関係機関と連携する

※緊急性、重大性、犯罪性の程度に応じて判断

○被害児童に対する支援をする

※守り抜く姿勢、解決までの道筋

○加害児童に対する指導をする

※相手の心の痛み、犯罪性、責任の取り方、謝罪方法等

※いじめ行為に至った心情の理解と再発防止に向けて

○双方の保護者へ事実と今後の方針を伝える

○児童間の謝罪と誓約の場に立ち会うよう要請する

○双方の保護者同士の連携の必要性を伝える

○状況に応じて、被害届の提出、損害賠償請求の意思確認する

○継続的な見守りと支援、学級・学年への全体指導をする

(2) 事実確認の際の確認事項

いじめの訴えに対しては、訴えてきた人の気持ちを大切にしながら、次の情報把握に努める

○誰が誰をいじめているのか?・・・・・・・・・・・・ (加害者と被害者の確認)

○いつ、どこで起こったのか?・・・・・・・・・・・・ (時間と場所の確認)

○どのような内容で、どのような被害を受けたのか?・・・・ (内容と被害)

○いじめのきっかけは何か?・・・・・・・・・・・・ (背景と要因)

○いつごろから、どのくらい続いているのか?・・・・・・・・ (期間と頻度)

(3) 犯罪行為の有無と程度を確認する

いじめの内容によっては、法律(刑法)にふれるものもある。いじめられている児童を守り通す姿勢を貫くためには、それは「犯罪行為」であるということを伝え、毅然とした対応を取る。

①ひやかしやからかい、悪口や脅し文句・・・・・・・・・・・・脅迫、名誉棄損、侮辱

②ぶつけられる、叩かれる、(けがをさせられ)・・・・・・・・・・・・暴行(傷害)

- ③お金や物をたかられる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 恐喝
- ④お金や物を盗られたり、壊されたり、捨てられたりする・・・・・・ 窃盗、器物破損
- ⑤嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強制される・・・・・・・・・・ 強要
- ⑥性的にいやなことをされる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 強制わいせつ
- ⑦パソコンや携帯電話で嫌なことをされる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 名誉棄損

(4) いじめられた児童・保護者に対する対応

①児童に対して

- 事実確認と共に、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝える。
- 解決までの道筋を示し、安心感を与える。
- その児童にとって信頼できる教師、友人、家族と連携し支える体制をつくる。
- 「あなたが悪くない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにする。

②保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の方針について確認し合う。
- 保護者の不安、辛い気持ちを共感的に受け止める。
- 犯罪被害を受けた場合は、警察など関係機関との連携について話し合う。
- いじめた児童およびその保護者による謝罪と誓約の会の開催について話し合う。

(5) いじめた児童・保護者に対する対応

①児童に対して

- いじめは、相手の人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させる。
- 被害児童およびその保護者への謝罪、今後の誓約を行い、損害を与えた部分については、加害児童の保護者とともに最大限の誠意を尽くすよう指導する。
- いじめの緊急性、重大性に応じて、いじめた児童に対して個別指導や出席停止をして、いじめられた児童が落ち着いて教育をうける環境を確保する。
- 重大な犯罪行為については、所轄の立川警察署と連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な指導や支援を行う。
- 交友関係、学習、家庭の悩みなどの不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、発散できるようにする。

②保護者に対して

- 事実確認後ただちに、保護者に連絡を取り、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の方針について伝える。
- 相手方の児童・保護者の不安や辛い気持ちを伝え、より良い解決が図れるようにする。

- 重大な犯罪行為があった場合は、警察とも連携し毅然と対応することを伝える。
- 相手方の児童およびその保護者に対する謝罪と誓約の会の開催について話し合う。

(6) 周囲の児童達に対する対応

- 当事者だけの問題ではなく、学級、学年、学校全体の問題としてとらえる。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年、学校全体に示す。
- はやし立てる、観て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(7) 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行う。
- 双方の児童の良さを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的な関わり方をし、自信をもたせる。
- 双方の児童に対し、スクールカウンセラーや関係機関との連携により心の安定を図る。

4 重大事態への対処

(1) 立川市教育委員会との連携

- ①重篤ないじめを把握した場合には、速やかに立川市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。
- ②いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するために、立川市教育委員会の方針に基づいて出席停止の処分を行う。

(2) 立川警察署との連携

- ①学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に立川警察署生活安全課に相談し連携して対応する。
- ②児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに通報する。
- ③緊急時以外にも、立川警察署スクールサポーターとの関係を構築し、相互協力できる体制を整える。

(3) 警視庁少年サポートセンターとの連携

いじめや犯罪等の被害にあい、精神的ショックを受けている児童のために、心理専門の職員が「秘密厳守」、「無料」で相談に応じる。

※立川少年センター 立川市柴崎町2-14-10 (042-522-6938)

- (※) 重大事態・・・1 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合）。」、2 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

いじめ防止対策推進法 第28 条

5 インターネット上のいじめへの対応

保護者や教師は、インターネットの特殊性による危険を十分に認識する必要がある。まず、保護者は子供の情報端末の仕様とその影響に対して監督責任を負う。学校は、インターネットの正しい使い方について、被害者や加害者にならないための具体的な注意について、指導する義務を負う。

一旦、被害が発生した場合は、学校と保護者が連携し、投稿された書き込みや画像等を削除するとともに、事案によっては、警察や情報通信の専門家と連携し対応していく。

(1) インターネット上のいじめとは

高度情報化社会により、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等が飛躍的に発達した今、パソコン、携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の児童の誹謗中傷、不適切な画像の投稿、電子メールでの脅迫などにより、新たないじめが生まれている。まずは、インターネット上にどのようなサイトがあり、どのようないじめが行われているのかを理解する必要がある。

- ①電子メール・・・誹謗中傷や脅迫的な文章を直接送り付ける。不適切な内容の文書を送信し、不特定多数の相手に転送を強要する。
- ②個人掲示板・・・ブログ（ウェブ・ログ）と呼ばれ、日記のように自由に書き込んだり、それに対するコメントを加えたりできるため、第三者の悪口が書き込まれ、不特定多数の人が閲覧できてしまう。
- ③学校裏サイト・・・非公式の学校ホームページを開設し、学校関係者の悪口などを書き込む。
- ④会員制交流・・・SNSと呼ばれ、会員に登録したものだけが交流ができる。LINEもこれに含まれる。この中でのやりとりが現実の世界にも影響し、刑事事件に発展した事例もある。また、会員登録の承諾をめぐっていじめに発展する場合もある。
- ⑤動画投稿・・・YouTubeやニコニコ動画などがあり、誰もが自由に動画を投稿できる。いじめている場面を撮影し、それをそのまま投稿してしまった事例もある。
- ⑥ツイッター・・・不特定多数の人につぶやくように発信し、悪口などが発信されてしまうことがある。

(2) インターネットの特殊性による危険性

- ①匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者は、周囲のみんなが自分を誹謗中傷していると思うなど、心理的衝撃が大きい。
- ②安易に掲載された個人情報や画像は、加工が容易にできることから、誹謗中傷に悪用されやすい。
- ③投稿された画像に位置情報が添付されている場合は、自宅が特定されたり、利用者の個人情報が流出したりする。
- ④一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に拡散されたり、悪用されたりする危険性がある。

(3) 家庭との連携

情報通信機器は、家庭で買い与えている物であり、学校での指導には限界がありません。家庭における情報通信機器の管理や指導について、保護者と緊密に連携・協力する必要があります。

①家庭における未然防止

- 児童のパソコンや携帯電話等の管理責任は家庭にある。携帯電話をもたせる必要性について慎重に検討し、もし持たせるのであれば、フィルタリングだけではなく、家庭におけるきまりづくりを促す。
- インターネットへの接続は、危険な空間の入り口に立っているという認識、知らぬ間に利用者の個人情報が流出してしまうという認識をもたせる。
- インターネット上のいじめは、他のいじめ以上に児童に深刻な影響を与える認識をもたせる。

②家庭における早期発見

- 保護者は、親権者として子供の通信記録を閲覧する権限をもっている。不適切な内容の送受信記録の有無について定期的に確認し、不適切なものを発見した場合には、すぐに学校に相談することが必要である。このことは、情報通信機器を子供に与える際に基本的な約束として確認をしておくことが大切である。
- 隠れてメールを見たり、表情の異変が現れたりした時には、必ず内容を閲覧し、必要に応じて学校に相談する。

(4) 情報モラル教育

学校では以下のことを指導する。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをしても、IPアドレスによりどの機器で発信したかが特定できること

※IPアドレス=Internet Protocol Address (通信端末識別番号)

- 爆破予告などはいたずらのつもりでも、刑事事件として捜査対象とされること
- 情報空間には、違法な情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で被害者の自殺だけではなく、殺人等の重大犯罪につながる
- 一度流出した情報は、半永久的に回収が不可能であること
- 個人情報の流出や誹謗中傷など安易な投稿が、多額の損害賠償金が発生すること
- チェーンメール（不幸の手紙）は、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと

(5) 書き込みや画像の削除に向けて

- ①インターネット上のいじめを発見した児童・保護者からの相談
- ②書き込み内容の確認
 - 掲示板のアドレス（接続先）を記録
 - 書き込み内容や画像を印刷（携帯電話の場合は画面を撮影して記録）
- ③削除を依頼する
 - 投稿者が分かっている場合は、保護者に連絡する
 - 投稿者が分からない場合は掲示板の管理人に削除依頼するよう保護者に連絡する。
 - *管理人と連絡が取れない場合は、プロバイダー（その掲示板を提供している会社）に削除依頼するよう保護者に伝える）
- ④削除依頼をしても削除されない場合、また、管理人や提供会社への削除依頼方法が分からない時は、立川警察署、東京法務局立川出張所（電話042-524-2716）、法務省「インターネット人権相談窓口」
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
 などに相談し、削除依頼する。

IV いじめ防止のための年間行動計画

1 月別年間行動計画

	4月	5月	6月	7月	8・9月
校内組織	基本方針の確認 前年度引き継ぎ	要配慮児童の確認 (生活指導全体会)	いじめの問題への取り組みに関するチェックシート	一学期の成果と二学期に向けた課題	
防止対策	いじめ防止のための学級決議				人間関係構築(運動会)
早期発見	年度始めの実態把握及び情報交換	SCとの面談	ふれあい月間アンケート実施		学期始め実態把握及び情報交換
対保護者	保護者会における理解と啓発	学校公開		保護者会における実態報告と啓発	個人面談(全学年)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内組織		いじめの問題への取り組みに関するチェックシート	要配慮児童への対応確認(生活指導全体会)	二学期の成果と三学期に向けた課題	いじめの問題への取り組みに関するチェックシート	本年度の成果と次年度に向けた課題(生活指導全体会)
防止対策		二小まつり	ネットいじめ防止対策	人間関係構築(展覧会)		
早期発見		ふれあい月間アンケート実施			ふれあい月間アンケート実施	
対保護者	学校公開		全学級保護者会		学校公開	保護者会における実態報告と啓発